

# 三本木小学校いじめ防止基本方針

令和3年2月改訂

※改定部分に下線

## 1 いじめ防止基本方針

いじめのもたらす重大な結果に鑑み、児童等の尊厳を保持するため、日常の教育活動を充実させ、いじめの未然防止に積極的に取り組む。また、いじめ発生時には、被害者の立場に立って毅然とした態度で、組織的且つ迅速にその解決に取り組む。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

\*発生場所の校内・校外を問わず、その判断は被害児童による。すなわち、被害者がいじめられていると感じたら、いじめとして対応するものとする。

\*けんかであっても、しっかり調査して対応する。また、軽微な案件は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とするが、いじめとして校内で情報共有する。

\*インターネット上など行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースでも、加害行為を行った児童への指導等の対応を行うものとする。

### (2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものであり、すべての児童が関係する問題である。さらに、いじめは卑怯な行為であり、絶対に許されない。

### (3) いじめの構造

加害者・被害者以外に観衆及び傍観者が存在し、4層構造となっている。

#### ①被害者

#### ②加害者…直接的積極的加害者

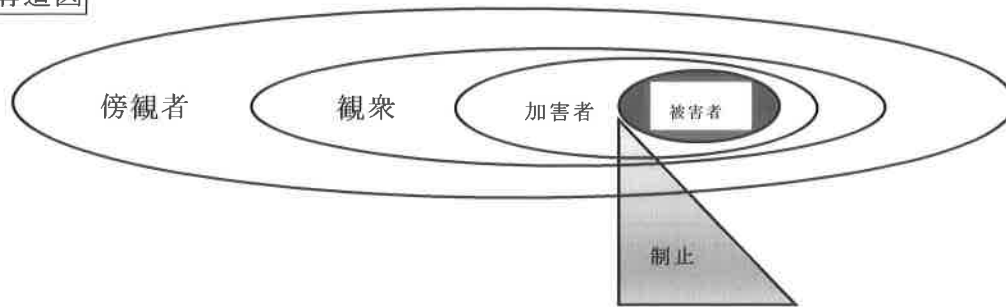
#### ③観衆…間接的積極的加害者

はやし立て、おもしろがっている。いじめを悪化させ、その速度を早めたりする。悪質だが加害者意識が薄い。

#### ④傍観者…間接的消極的加害者

いじめを見ても何もしない。いじめを暗に承認し、支持している。

## 構造図



### (4) いじめの原因と背景

異質なものの排除であったり、自己の抱えているストレスのはけ口、あるいは嫉妬やいじめている自覚のない場合であったりと多様であり、一般的には下記のようなことが考えられる。

#### ① 児童の問題

- ・対人関係の不得手，表面的な友人関係，欲求不満耐性の欠如，思いやりの欠如，成就感・満足感を得る機会の減少，進学をめぐる競争意識，将来の目標の喪失など

#### ② 家庭の問題

- ・人間関係スキルの未熟さ，欲求不満耐性の習得不十分，協調性・思いやりの欠如，規範意識の欠如など

#### ③ 学校の問題

- ・教師のいじめに対する認識不足，お互いの交流の不十分さ
- ・極端な知識偏重や価値観の限定に起因する集団の差別の構造
- ・集団として異質なものを排除しようとする傾向 など

### (5) いじめの一般的態様

#### 【具体的ないじめの態様】

- ◇冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ，集団により無視される
- ◇軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話，ゲーム機等を用い，オンライン上で誹謗中傷や嫌なことをされたり，金品を要求されたりする など

\*暴力や金品強要，脅迫があった場合，いじめがかなり悪化している状況であることから早期に対応する必要がある。

\*いじめの状況によっては，教育的な配慮や被害者の意向に配慮し，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応をとる必要がある。

### (6) 対応の基本的考え方

いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。そのため，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう，具体的な指導内容のプログラム化を図るとともに，早期発見・事案対処のマニュアルを策定し，その徹底に向けた取り組みが必要である。

発生時には、被害者を何としても守り通すという強い決意で対応することが最も重要なことである。また、加害者へは単に叱責するだけでなく、発達段階に応じ、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できるような指導を行う。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

また、保護者や地域住民に対しては、いじめ防止基本方針の内容を確認できるように、学校ホームページへ掲載するとともに、入学時・年度の開始時に保護者・関係機関等に説明することで家庭・地域及び関係機関等と一体となった取組を行う。

### 3 校内体制

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

##### いじめ防止対策委員会

委員長	校長			
委員	教頭	生徒指導主任	教務主任	養護教諭
	学級担任	学年主任	関係職員	
	教育相談員			
	※必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の参加を求める。			

※いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核的な役割を担う。

### 4 いじめの未然防止について

#### (1) いじめを未然に防止するための日常の取組や指導

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校訓の精神を大切にしながら積み上げのある教育活動を推進するなかで、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、学校行事等を通じて全ての児童が安心でき、その中で自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

直接的には「抑止力」を強化し、「観衆」や「傍観者」を減少させるため、いじめを見た児童が周りの大人へ素早く、そして安心して報告できるような環境を整えるとともに定期的に確認していく。

- ① わかる・できる授業の実践（どの子も参加し活躍できる授業）
  - ・基礎基本の定着
  - ・学ぶ意欲や達成感をもたせる場面設定
  - ・算数科におけるTT指導体制，少人数指導，放課後杉の子学習会の設定
  - ・基本的学習習慣，学習規律の定着
- ② 学級経営の充実
  - ・安心できる居場所づくり

- ・本音で話し合える関係づくり
- ③ 道徳教育の充実
  - ・他者を思いやる心（人権尊重の精神）の育成
  - ・豊かな心を育てる体験活動
- ④ 相談体制の整備
  - ・教育相談の実施による児童理解
  - ・教育相談員やスクールカウンセラーとの連携
- ⑤ 家庭，地域，関係機関との連携
  - ・あいさつ運動への積極的取組
  - ・家庭訪問や面談などを通じた迅速で誠実な対応

## (2) 教員の研修

各学期に1回以上情報交換を含めた研修会を実施する。また、国や県、市教育委員会等からの情報を確実に伝達する。

## 5 いじめの早期発見について

※解決までのフローと対応組織等について「三本木小学校いじめ対応マニュアル」を参照。

## 6 解決に向けた対応について

※解決までのフローと対応組織等について「三本木小学校いじめ対応マニュアル」を参照。

## 7 家庭，地域及び関係機関等との連携

### (1) 家庭，地域及び関係機関等における取組の在り方

- ① 地域におけるいじめ防止等に向けて，家庭や地域，関係機関等をはじめ児童の育成に関わる団体が連携して，地域全体でいじめをなくす気運を醸成していく。  
また，家庭，地域及び関係機関等が，いじめに関する情報を共有する際には，児童や保護者のプライバシーに十分配慮する。
- ② 児童の教育については，保護者に第一義的な責任があることを認識して，家庭環境や親子関係が児童の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し，思いやりの心，規範意識などの人間尊重の精神及び公共心などを日頃から生活の中で育てていく。

### (2) 家庭での取組

- ① 家庭では，児童が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに，児童を理解し変化に気づくよう会話を大切にす。
- ② 家庭では，児童の健全な育成を図るために，基本的な生活習慣の確立やスマートフォンやインターネットを中心とする情報機器の使用について，家庭内でのルールづくりを進める。

## 8 重大事態への対応について

### (1) 重大事態として扱う際の判断基準

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命心身財産重大事態)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。(不登校重大事態)

※いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)により適切に対応する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、被害児童の状況に着目して判断する。

- ◇児童が自殺を企画した場合
- ◇身体に重大な障害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と断言せず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告する。

### (3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するために行う。その際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

### (4) 調査を行うための組織

学校は、重大事態に係る調査を行うために、速やかにいじめ防止対策委員会を招集する。

### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

#### ① 被害児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。この際、被害児童を守ることを最優先とした調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに加害児童にいじめ行為を止めさせる。

被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を実施する。

#### ② 被害児童からの聞き取りが不可能な場合

被害児童の入院や死亡等、被害児童からの聞き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議した上で調査に着手する。

調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① 被害児童及び保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、被害児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報を提供するに当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告する。

9 その他

今後、国や県及び市教育委員会の動向を見極め、適切な時期に基本方針を改定する。